

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
(株)秋山工務店	水戸市堀町 1108-8	2-000048

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格業者番号をそれぞれ表す。

2 指名停止等措置期間

令和 7 年 3 月 26 日 ～ 令和 7 年 4 月 25 日 (1 か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

(株)秋山工務店は、県央農林事務所発注の畑地帯総合整備事業柳河地区道路付帯工事(水戸市柳河町)において、令和 7 年 2 月 6 日、バックホウを用いて傾斜地での作業を行うときに、使用する車両系建設機械の安定度、登坂能力等を踏まえた作業について計画を定めていなかったなど、不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

5 指名停止理由

(株)秋山工務店が、安全管理措置の不適切により作業員が重傷を負う事故を生じさせたことは、指名停止等措置要領別表第 1 第 7 号ウに該当する。

<指名停止等措置要領 別表第 1 >

措 置 要 件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 ア、イ (略) <u>ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。</u> エ (略)	1ヶ月～2ヶ月

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 - 6
 電話 0 2 9 - 3 0 1 - 4 3 3 4 (ダイヤルイン)